

牛のせき柱の分別に関する契約締結の必要性について
(と畜業者、食肉処理業者及び食肉販売業者の皆さんへ)

- 1 今般、厚生労働省において、**牛のせき柱の食品等への利用禁止措置が来年2月中にも実施されます。**
また、農林水産省においても、**飼料用動物性油脂又は肥料の原料として、牛のせき柱が含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設ける予定**です。
- 2 これに伴い、**牛のせき柱は事実上「廃棄物」になり、これを排出する事業者は、自らの責任において処分する必要があります**（例えば、①廃棄物処理業者に対し直接処分を委託する、②死亡牛専用ラインを有する化製業者に対して化製処理及び処分を委託すること等が考えられます。）。
- 3 他方、『**牛のせき柱以外の畜産残さ**』を今までどおり有用資源として取引の対象とするためには、畜産残さを引き受けている**化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者）**との間で、『**別紙のような契約**』を締結することが必要になります（言い換えれば、このような契約を締結していないと、事業所から出るすべての畜産残さを化製業者等が引き受けられなくなります。）。
- 4 引き続き畜産残さの有効利用を図るため、各事業者におかれては、**予め別紙事項を遵守できるよう体制を整備し、取引先の化製業者等から契約締結の申出があった場合には、円滑に契約の締結を行うこと**をお勧めします。

問合せ先：農林水産省 03-3502-8111

生産局畜産部食肉鶏卵課（食肉流通担当）

消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室（飼料担当）

// 農産安全管理課（肥料原料担当）

小林、松元（内線3994,3996）

濱本、山野（内線3170,3173）

藤井（内線3112）

牛のせき柱規制に伴う畜産残さの引渡し・引受けに関する契約例

と畜業者、食肉処理業者又は食肉販売業者（以下「甲」という。）と化製業者等（飼料用動物性油脂製造業者又は肥料原料製造業者。以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛のせき柱を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料又は肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（１）事業所における食肉処理に関する事項

- ① 食肉の処理を行うに当たって、牛のせき柱と原料用残さを分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 事業所ごとに原料用残さに牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（２）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに牛のせき柱が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る畜産残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。
- ② 原料用残さを出荷するに当たっては専用の容器を用いること。
- ③ 牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬されるとき（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む。）は、牛のせき柱を、専用の密閉可能な容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

（３）確認責任者の設置

（１）及び（２）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による２の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人肥飼料検査所が必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他原料用残さの引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

牛のせき柱の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」(平成 16 年〇月〇日付け文書番号農林水産省消費・安全局長通知第〇)第〇条及び「肥料用原料製造業者による原々料収集先の確認基準(平成 16 年〇月〇日付け文書番号農林水産省消費・安全局長通知第〇)第〇条の規定に基づき、飼料用動物性油脂及び肥料の原料となる牛の骨、トリミング牛脂その他の残さ(以下「原料用残さ」という。)に牛のせき柱が混入しないための作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

- (1) 牛の枝肉からせき柱を脱骨するときは、予め決められた場所(「せき柱脱骨エリア」(別添))で行い、それ以外の場所では行わない。

＜肋骨等をせき柱から分離する場合、この規定を設ける＞

- (2) せき柱から肋骨を切り離すときは、予め決められた場所(「肋骨分離エリア」(図面略))で行い、それ以外の場所では行わない。

＜参考＞ 「尾椎」、「腰椎横突起」、「胸椎横突起」、「肋骨」、「仙骨翼」及び「寛骨」は、利用禁止措置の対象とはならず、分離すれば原料残さとして取り扱うことができる。

- (3) 食肉処理の工程において、牛のせき柱と原料用残さを収容する専用コンテナをそれぞれ用意し、保管する。

また、原料用残さの専用コンテナに、牛のせき柱が混入しないよう、牛のせき柱専用のコンテナについては、色分けする(牛のせき柱専用のコンテナには赤色テープを貼付する)等して明示の上、原料用残さ専用のコンテナに牛のせき柱が混入しないようにする。

- (4) 原料用残さの出荷に当たって、(3)の専用コンテナから別の容器(収集缶等)に移し替える場合には、牛のせき柱と原料用残さを収容する専用の容器を用意し、牛のせき柱が入っている容器については、色分けする(牛のせき柱専用のコンテナには赤色テープを貼付する)等して明示の上、原料用残さ専用の容器に牛のせき柱が混入しないよう移し替える。

2 原料用残さの出荷に関する事項

- (1) 原料用残さを出荷するごとに、出荷に係る畜産残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、原料用残さを運搬する者に持たせる。

- (2) 原料用残さを出荷するに当たっては専用の容器を用いる。

- (3) 牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬されるとき(自ら原料用残さを運搬するときを含む。)は、牛のせき柱を専用の密閉可能な容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止する。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

(1) 1 及び 2 に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。

(2) 確認責任者は、1 に関する事項の確認を行うとともに、牛のせき柱と原料用残さの分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

- ① 作業者に対する牛せき柱と原料用残さの分別作業の指導監督
- ② 原料残さの分別、保管及び搬出の確認及び記録
- ③ 原料残さの出荷ごとの牛のせき柱が混入していないことについての確認

(3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

- ① 原料用残さの引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）
- ② 牛のせき柱の引受先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭数等）

(4) (3) の帳簿及び出荷した原料用残さに係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、〇年間保存する。

(注) と畜場や牛肉製品製造施設を併設している場合は、そこから発生する牛残さの取扱いについて記述を追加する。